

(「協定書」を読み解けば分かる)

「都構想」=「大阪市廃止5分割」で**起こる事**

(理由1)

2200億円が(他目的に)
流用されていく

(理由2)

「**市の分割**」によって
行政手続きが**複雑化**し、
コスト(時間+カネ)が**上がる**

大阪市民の

行政レベルが下がる
(&各種料金が**値上がり**する)

「市」の廃止後の仕組み（協定書より）

現在

都構想（市廃止解体）後

大阪市役所

大阪府

まちづくり等、広域行政

5つの
特別区役所

福祉、生活サービス等
地域行政

一部事務組合

（プチ大阪市役所）

水道、保健等、
地域行政の内、
5つが共同でやるもの

大阪市役所解体によって生まれる**非効率性**

非効率1

今まで「1つ」で済んだものが、「5倍」かかるものもある

※ 例:5人家族の一軒家 ⇒ 5つのアパート

※ 普通は効率化のために進められるのは「合併」

非効率2

市役所**一重構造** ⇒ 5特別区+プチ大阪市役所の**多重構造**

※ おカネが不十分。だから全て自前は無理。大量の共用。

※ 例:5人家族の一軒家 ⇒ 5アパート(トイレだけ)

+昔の一軒家の一部を共同利用(風呂、台所共同)

※ もめ事多発(5区長+知事の利害対立) ⇒ 非効率化 は必至 (例:郵政分社化)

※ これだけ巨大な「一部事務組合」は、未だかつて存在しない。

自前が当然だから！(例:ワンルームマンション)(例えば、東京は5事業のみ)

(加えて:初期コストは、莫大にかかる[600-800億程度という試算もあり])

※ 5つの区役所整備、システム整備、そして何より**3万5千人分の引き継ぎコスト。**)

Q.大阪都構想の実現で、実際には、都、特別区、一部事務組合の三重行政にならないの？

(大阪維新の会 大阪都構想Q&Aホームページより)

A.「大阪都と特別区で明確に役割分担することが、都構想の基本的な考え方です。

“一部事務組合”という組織で、ごく限られた事務のみを共同実施しようとしていますが、三重という言葉は当てはまりません。都道府県が担う方向で議論が進んでいる「国民健康保険」や民営化を予定している「水道事業」が含まれているため、財政規模が大きく見えてしまいがちですが、保険料のバラツキ見直しや保険財政安定の観点から、国民健康保険や介護保険の運営を共同で行うことはむしろ当然のことです。

一部事務組合(=プチ大阪市役所)で共同で行われる事業

※ 総事業費:約6000億/年という試算もあり

①**事業** 国民健康保険事業、介護保健事業、水道事業及び工業用水道事業

②**システム管理** 住民情報系7システム〔住民情報系7システム〔住民基本台帳等システム、戸籍情報税務事 住民基本台帳等システム、戸籍情報税務事 住民基本台帳等システム、戸籍情報税務事 務システム、総合福祉国民健康保険等介護統合基盤・ネットワークシステム〕等

③**施設管理** <福祉施設> 児童自立支援施設、情緒障がい児短期治療施設、児童養護施設、母子生活支援施設、母子福祉施設、保護施設、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター、福祉型障がい児入所施設、福祉型児童発達支援センター、ホームレス自立支援センター、障がい者就労支援施設、特別養護老人ホーム、医療保護施設・養老人ホーム、特別擁護老人ホーム

<市民利用施設> 青少年野外活動施設、ユースホテル、青少年文化創造ステーション、児童文化会館、青少年文化創造ステーション、児童文化会館、障がい者スポーツセンター、市民学習センター、大阪市中心中央体育館、大阪市立プール、鞆庭球場、女性いきいきセンター

<その他> 中央急病診療所、都島休日急病診療所、十三休日急病診療所、今里休日急病診、中野休日急病診療所、沢之町休日急病診療所、中野休日急病診療所、大阪市動物管理センター、キッズプラザ大阪、大阪市立北斎場、大阪市立小林斎場、大阪市立佃斎場、大阪市立鶴見斎場、大阪市立瓜破斎場、大阪市立葬祭場、泉南メモリアルパーク、瓜破霊園、服部霊園、北霊園、南霊園

④**財産管理** 「大阪市未利用地活方針」に基づき処分検討とされた土等の管理及び処分、オーク事業の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産管理及び処分、大阪市の土地先行取得事業会計に属していた財産管理及び処分

⇒断じて **ごく限られた事務のみ** ではない

二重行政？

ポイント1: 一般に思われている程、多くない。

- ※ 体育館、図書館は、結局、2つともいる、という事になった
- ※ 当初年間4000億円(!) ⇒ 今年間1億円 (市議会・府議会での議論)

ポイント2: 都構想が実現しても、「箱物」についての二重行政は解消しない。

- ※ むしろ、調整会議・大臣勧告による歯止めがきかなくなる危惧。

ポイント3: 昨年改定された「自治法」で、二重行政解消の仕組みが作られた

- ※ 指定都市都道府県調整会議がつくる事が義務付けられる。
- ※ まとまらなければ、総務大臣に勧告を求める(←強力!)ことができる
- ※ 「この法改正で都構想は風前の灯火になった」という声も

⇒ 「都構想」が提案された時と、既に状況が違う。